

## 平成24年度第3回みやぎ食の安全安心推進会議議事録

日 時：平成25年2月12日（火）

午後2時から午後4時まで

場 所：県行政庁舎9階 第一会議室

### 1 開 会

2 挨拶（環境生活部 本木部長）

3 委嘱状交付

4 会長及び副会長の選出

会長に小金澤委員，副会長に熊谷委員を選出

### 5 議 事

1) 会議の成立

15名の委員のうち12名が出席し，みやぎ食の安全安心推進条例第18条第2項の規定により，本会議が成立した。

出席委員：小金澤委員(会長)，熊谷委員(副会長)，加藤委員，及川委員，澁谷委員，官澤委員，大崎委員，佐々木(琢)委員，佐々木(圭)委員，渡邊委員，大山委員，佐藤委員  
欠席委員：三浦委員，阿部委員，高平委員

2) 会議内容 ※議長は条例第18条第1項の規定により，小金澤会長。

〈 小金澤 会長 〉

それでは，これから議事に入りたいと思います。まず最初にこの平成25年度宮城県食品衛生監視指導計画（案）について御説明をお願いします。

〈 事務局： 赤尾 課長 〉

それでは，議題のこの平成25年度宮城県食品衛生監視指導計画（案）について説明いたします。使用する資料は，資料1-1の監視指導計画(案)の概要，資料1-2の監視指導計画（案）の本文，資料1-3のスケジュールとなっております。それでは趣旨から説明しますので，資料1-2の監視指導計画（案）の1ページを御覧ください。この監視指導計画は，食品衛生法の規定により厚生労働大臣が定めた食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針に基づき，県の食品衛生監視員が行う食品営業施設等に対する監視指導について，本県の実情を踏まえ基本的な方向を示し重点的，効率かつ効果的な監視指導を行うとするものです。食品衛生法では，都道府県知事等は指針に基づき，翌年度の監視指導の実施に関する計画を定めなければならないとされており，その計画は，1重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項，2食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項，3関係行政機関との連携の確保に関する事項，4その他監視指導の実施のために必要な事項の4点について定めることとされています。監視指導計画は，当該都道府県における食品等事業者の施設の管理の状況，食品衛生上の危害の発生状況，その他の地域の実情を勘案して定めることとされており，さらに監視指導計画を定める場合は，広く住民の意見を求め公表するとともに，厚生労働大臣に報告し，実施状況についての公表も定められております。県では平成16年度から毎年度計画を定めており，平成25年

度計画で10年目となります。作業の進行につきましては、資料1-3の作成スケジュールのとおり、まず県内保健所の意見を取りまとめて作成し、今回お示ししている案について推進会議の修正案を作成しまして、広く県民の意見を求めるためのパブリックコメントを行い、平成25年度宮城県食品衛生監視指導計画を策定し、国への報告、公表となっております。本文に戻りまして、2ページからの第2の重点取組については、まず食中毒防止対策や以前に発生した重大な事件事故を踏まえて強化すべき事業を計画しております。なお、本文中におきまして平成24年度の計画からの変更点につきましては、新たに加えた部分に下線を引いております。それでは6つの重点取組事項について説明いたします。先ず1食中毒の予防対策は、県が定めております6月15日から7月14日の食中毒予防月間に、食品取扱施設の一斉監視や衛生講習会の実施、啓発資材の配布などを通して食中毒予防啓発事業を行うこととし、また広域・大規模な食中毒を未然に防止するため、旅館、弁当調製施設や広域流通食品の製造施設、集団給食施設を対象とする定期的な監視指導の他、一斉監視指導を行い、特に冬期間に多発するノロウイルス食中毒防止のために県民や営業者に対しパンフレットの配布に加え衛生講習会等により啓発活動を行います。今回の計画で新たに重点事項となりました(3)生食用食肉対策については、平成23年10月1日から生食用食肉(牛肉)の規格基準が設定されたことを受け、生食用食肉を取り扱っている全ての営業施設を巡回し規格基準が遵守されるよう指導徹底することとしております。また(4)浅漬けによる食中毒の対策も新たに行うこととしております。2食品の放射性物質の検査と情報提供としましては、東京電力福島第一原子力発電所事故により飛散した放射性物質による食品汚染対策として、流通食品の放射性物質の検査と情報提供を行ってまいります。県内に流通する食品の放射性物質の検査を実施するとともに県内と畜場で処理される牛・豚等の肉について放射性物質の検査を実施し、検査結果を県民に分かりやすく提供することに努めます。3輸入食品の検査につきましては、輸入食品に対する消費者の不安の解消のため、輸入食品取扱業者に対する監視指導と輸入農畜水産物の残留農薬や残留動物用医薬品、遺伝子組換え食品、食品中のアレルギー物質の検査を行います。4食品の適正表示の推進につきましては、食品の適正な表示について食品事業者に対する監視指導を行い、特にアレルギー物質を含む食品の表示の徹底のため、使用原材料の点検を行うとともに適正な期限表示について重点的に指導するものとしております。また広域流通食品販売店を対象として、食品の適正な表示について一斉監視を行い、その結果に基づき食品種類別に違反率の検証を行うこととしております。5重点監視施設の監視につきましては、食中毒の予防対策と連動しておりますが、大型飲食店や広域に流通する食品を製造・加工する施設を原因とする食中毒等の事故が発生した場合、広域的で大規模な健康被害に及ぶ恐れがあることから予め重点的に監視指導を行う施設を選定し、定期的に監視指導を行うものです。6営業者の自主的な衛生管理体制の推進につきましては、食に関する様々な問題の要因として営業者による食の安全に関する認識や衛生管理体制が大きく関係することから食品衛生法施行条例に定める遵守する運営基準について、食品衛生講習会や食品衛生協会の食品衛生指導員により各地域の巡回指導を通じて周知徹底を図ってまいります。なお、HACCPの概念を取り入れた衛生管理を推進するため、県独自のみやぎ食品衛生自主管理登録・認証制度の普及を図り、より高度な衛生管理の構築について、複数の保健所の衛生監視員で構成される広域監視チーム、WAF Tによる支援を行うものです。第3実施体制につきましては、監視指導体制、試験検査体制、国及び関係自治体との連携についてまとめております。内容につきましては、前年度計画とほぼ同様の内容となっております。1監視指導ですが、営業施設等に対する監視指導については、県内7保健所2支所と食肉衛生検査所に所属している食品衛生監視員により計画的・効率的な監視指導を

行うものであります。食品表示の監視については食品表示の相談窓口寄せられた情報により食品衛生法、JAS法、景品表示法に基づき、東北農政局、市町村と連携を図りながら調査指導を行うこととしております。2試験検査につきましては、県内に流通する食品について保健環境センター、食肉衛生検査所及び厚生労働大臣登録検査機関等において実施してまいります。また、と畜場法及び食鳥処理の関連法に係る検査については、食肉衛生検査所で行うこととしております。4ページの3連携につきましては、県の関係部局との連携はもとより必要に応じて国及び関係する都道府県、隣接県等との連携を図ってまいります。生産段階で農薬、動物用医薬品等の規制や放射性物質に汚染されていると疑われる食品につきましては、農林水産部局に速やかに情報提供するなどの連携を図ることで農畜水産物の安全性の確保に努めてまいります。第4監視指導につきましては、年間を通して生産者や食品事業者に対する監視指導や収去検査、食中毒など健康被害が発生した場合の対応について記載しております。1生産者に対する監視指導につきましては、農畜水産物の生産段階での安全性を確保するため農林水産部局において農薬取締法、肥料取締法、家畜伝染病予防法等の関係法に基づき監視指導を行うものです。2事業者に対する監視指導につきましては、県内に流通する食品の安全性を確保するため、食品衛生法、食品衛生取締条例、かきの処理に関する取締条例、と畜場法、食鳥処理に関する法に基づき、関係する事業者に対する監視指導を行うものです。監視指導の詳細につきましては7ページにあります別表1で重点監視対象業種、8ページの別表2で監視回数、9から10ページの別表3で食品群毎の生産段階、製造・加工段階、貯蔵・販売段階での監視指導項目を記載しております。11から12ページの別表4に年間検査計画を記載しております。4ページに戻りまして、3食品等の収去検査等につきましては、食中毒の発生防止や不良食品の排除など食品の安全を確保するため、製造加工食品及び輸入食品、広域流通食品の収去検査を行うものです。5ページの牛及び月齢12か月以上のめん羊、山羊のTSEスクリーニング検査につきましては、その他情報提供でも説明しますが、現在のところ他自治体の動向や牛の流通の現状から現行の検査体制を当面継続する予定です。25年度も県内に流通する食品について収去検査等による放射性物質検査を実施しますが、項目等は11ページの別表4、年間計画に記載しております。放射性物質の流通食品検査につきましては12ページに記載しておりますが、県内産牛の全頭、めん羊、山羊など全1,432件、流通食品等については288件を計画しております。その他、新たな検査項目としては、食中毒の原因菌であるリステリアを追加しました。また残留農薬の検査対象品目として輸入品のエビを新たに加えております。13から18ページは主な用語の解説をしております。以上、平成25年度宮城県食品衛生監視指導計画(案)の主な内容について説明しましたが、御意見御提言につきましてよろしくお願ひします。

〈 小金澤 会長 〉

今の平成25年度宮城県食品衛生監視指導計画(案)について、御質問をどうぞお願ひします。

〈 加藤 委員 〉

5ページ「食品衛生関係団体に対する指導」のところが分からないので教えていただきたい。食品衛生指導員というのは、まったくの役所の人なのか、業界の人なのか。食品推進員というのは一般の人がなっているのか。あと6ページの生食肉のところ、前年度パブコメで出ささせていただいたのですが、事業者等への監視指導強化はもちろんのことですが、食べる側の消費者が、お店が出さないとすればそれまでですが、消費者に対しても生食肉はだめという注意喚起を明記することはできないのかということです。以上です。

〈 事務局： 赤尾 課長 〉

最初の御質問の食品衛生指導員と食品衛生推進員ですが、食品衛生推進員については、知事が委嘱しております。食品衛生に関する知識がある方を選んでおります。食品衛生指導員につきましては、社団法人宮城県食品衛生協会が協会の中で、食品衛生に関しての知識があるということから、指導員をまず委嘱をして巡回指導等を行っております。このように食品衛生推進員は県知事の委嘱、食品衛生指導員は協会の委嘱という組み立てで食品衛生に対する活動を行っております。もう一つ、生食用食肉で業者への指導の他に消費者に対する意識啓発について御意見が出ましたが、これに関しましては、先日、東北6県と北海道ブロックの食品衛生主管課長会議でも話題として出まして、お客さんがお店に生食肉を出してくれとリクエストするケースが多く、どうしても事業者が断り切れなくてつい出してしまうというケースが、特に生レバーの禁止、生食用食肉の規格基準が厳しくなってから多く見られるようになっていましたので、これに対しての対策を考えなければという共通の意見が出ました。この辺について加藤委員からも御意見として出てきましたので考えていきたいと思っております。

〈 小金澤 会長 〉

よろしいですか。その他ございませんか。

〈 佐々木 (圭) 委員 〉

第7の食品衛生監視員ですが、資質の向上ではありませんが、業務を推進するときに食品衛生監視員の人数が果たしてこれでいいのかどうか。営業者の数が多いいと思いますので、十分に足りているのかどうかというのをお聞きしたい。

〈 事務局： 赤尾 課長 〉

食品衛生監視員と施設数との関係ですが、現行では食品衛生監視員1人当たり施設数にして1,000件前後を目安に配置しております。ただ、7保健所2支所に班長9名、担当29名を配置しておりますが、公所によっては食品の業務をしながら、環境衛生、獣疫衛生の業務をこなすとか非常に業務は過多になってきております。その中で先ほど御説明しましたようにWAF T、広域食品衛生監視チームを編成してできるだけ効率よく監視をすべく努力はしております。また逆の意味で、例えば、環境担当や獣疫担当にも食品衛生監視員としての身分証を交付しておりますので、重要な案件が発生した場合は、獣疫衛生、薬事衛生、環境衛生からも応援をいただいて食品衛生業務を遂行することとしております。なお、1人当たり1,000件前後の施設が適切かどうかはこれから考えていきたいと思っております。

〈 小金澤 会長 〉

その他ございますか。

〈 加藤 委員 〉

3ページ、6番の衛生管理の推進のところ、後ろの用語解説を見ますと、H A C C Pを認証し、なおかつ表彰するようならばらしい事業者等があるようですが、表彰されると事業者にとって何かメリットはあるのでしょうか。それから、消費者は事業者が登録されているというのを知っているのでしょうか。

〈 事務局： 赤尾 課長 〉

登録・認証制度のメリットは、認証された場合はマークを発行しておりますので、宮城県のマークの周りに登録認証と記載しており、それを持ってスーパーなどに売り込みを図った業者もいます。他の商品と差別化するということが何か有利な点があったということは聞いております。それから表彰制度は去年から始めたばかりですので、表彰によるメリットについては検証はしていません。消費者への周知については、確かに浸透についてはまだ不十分ではないかと考えて

おります。

〈 加藤 委員 〉

ありがとうございました。

〈 小金澤 会長 〉

実施体制などについて御意見が出ましたが、食品衛生監視員は県の職員ということですか。

〈 事務局： 赤尾 課長 〉

食品衛生監視員は、医師、獣医師、薬剤師それなりの資格を持った県の職員などで資格制限があります。

〈 小金澤 会長 〉

食品衛生監視員、食品衛生推進員、食品衛生指導員の3つくらいの言葉が出てきていますが、何人くらいいるのか。食品衛生推進員は具体的にどういう人になるのですか。

〈 事務局： 赤尾 課長 〉

まず食品衛生推進員は98名の方に委嘱しております。この方は各地区の食品衛生協会で指導員を経験してそれなりの知識、経験を持った方です。業者の中で衛生的な相談を受けるとか、講習会の時にお手伝いいただく形で協力をいただいております。食品衛生指導員につきましては、各保健所単位で食品衛生協会の支部があり、支部に属して夏の食中毒月間等の巡回指導を行ったり、検便容器などを配布していただいたり、チラシなどの広報に協力をしていただいたりということで活動をしていただいております。

〈 小金澤 会長 〉

その他ございますでしょうか。

〈 佐藤 委員 〉

今、食品衛生推進員、食品衛生指導員について、現場サイドの体制のお話をいただきましたが、以前、比較的大規模な食中毒等の発生に対応するために、県の内部に緊急対策チームもしくは委員会のようなものを設置して対応するという話がありましたが、対策委員会というものが今回見あたらないのですが、消滅したということなのでしょうか。

〈 事務局： 赤尾 課長 〉

県庁内の組織、食の安全安心推進員ということで関係課の技術補佐がメンバーとなって10課で構成しております。このチームにつきましては、食に関する放射性物質の問題とか大規模食中毒が発生した時の情報提供、冬場にはノロウイルスに対しての情報提供をしながら共通認識を持つということで、毎月1回定期的に会議を開催しております。この監視指導計画にチームのことを記載していないというのは食品衛生法に基づく計画なので、この推進員のチームの活動については、毎年まとめます実施状況報告に記載するようになっております。

〈 佐藤 委員 〉

チーム自体は残っているですか。

〈 事務局： 赤尾 課長 〉

はい。毎月1回、定例的に会議を開催しております。

〈 小金澤 会長 〉

よろしいでしょうか。他になければ次に進めたいと思います。

〈 事務局： 赤尾 課長 〉

食品の放射性物質の検査状況について資料2により説明します。まず資料2ですが、1ページ目は県産農林水産物の平成24年4月から12月実施分のゲルマニウム半導体検出器による精密検査結果です。これについては概要にあるとおり278品目2,966点を検査し、うち基準値以下が2,856点、96.3%、基準値超過が110点3.7%でした。基準値超過の内訳は、農産物が1品目1点、林産物が9品目46点、水産物が10品目63点です。各産物毎の状況とその内訳については、それ以降に掲載しております。一番下の囲みの部分はその細目です。2ページ上段は、基準値が一般食品100ベクレル、牛乳50ベクレル、清涼飲料水、お茶10ベクレルに設定されている食品区分毎の精密検査結果データで、基準値を超過したものは全て一般食品でした。下段の2、スクリーニング結果は、NaIシンチレーション検出器による簡易検査結果です。農産物は202品目2,297点を測定し、4点0.2%が精密検査実施の目安を超え、林産物は68品目501点を測定し、122点24.4%が精密検査実施の目安を超え、ゲルマニウム半導体検出器で再検査を行っております。3から4ページは1月22日現在の原子力災害対策特別措置法に基づく国による出荷制限指示と県による出荷自粛要請の状況です。4ページの最後には、参考として出荷制限解除の状況も記載されておりますが、1月17日付けでマダラ(宮城県沖全海域)が解除されました。5ページは県の食品衛生監視員が製造所、販売所等で行う収去検査による県内流通食品の検査結果で、1月23日現在、ゲルマニウムによる精密検査が、一般食品、乳児用食品、牛乳、清涼飲料水が151件、NaIによる一般食品の簡易検査が83件と計234件を行い、全て基準値以下となっております。6ページは学校給食用食材サンプル測定結果で、学校給食に使用される食材を事前に簡易検査器で測定しているもので、1月29日現在、1,774検体を測定し、全て精密検査の実施の目安である50ベクレル以下でした。7ページは学校給食モニタリング検査で、これは学校給食一食全体について事後検査を行っているものです。1月29日現在、254検体をゲルマニウム半導体検出器で測定し、全て検出下限値未満でした。続きまして8ページは、県内35市町村で行われている住民持ち込み検査体制です。24年の8月から12月にかけて6,690点を簡易検査器で測定しており、基準値超過は583点で、ほとんどがきのこ類となっております。9ページは農畜水産物等の今年度第4四半期、25年1月から3月の検査計画で、10ページから11ページに品目を記載しております。12ページは県が保有する放射線測定器、13ページは放射性物質濃度測定器の一覧です。食品関係は、主に13ページに記載の機器を活用して測定しております。以上が食品の放射性物質の検査状況についての説明です。御意見がございましたらよろしく申し上げます。

〈 小金澤 会長 〉

では、今の説明について何かございますか。

〈 佐藤 委員 〉

流通食品に関しましては、きちんと検査がなされていて流通しないという体制が分かりますが、8ページの住民持ち込み検査について質問させていただいた。一つは、6,690点の持ち込みに対して583点が超過というのは約1割ですね。これは大変ショッキングな数字と私たちは理解しています。もう少し具体的に内容を説明していただきたい。例えば、天然物なのか原木なのか、それから例えば地域的な偏りがあるのか、そこら辺の説明をお願いしたい。それからもう一点は、きのこ以外にどのようなものをマークしなければいけないのか。その前の資料を見ますと、3ページの出荷制限及び出荷自粛のところで、農産物の米は、栗原市旧沢辺村で出荷自粛要請を県が出しているわけですが、これは住民持ち込み検査によって見つかったと。それが出荷自粛に広がって、この地域の全量検査に至っているということですので、これは重要なきっかけになったと

理解しているわけですが、こういったきのこ以外の広がりがあるようなものが、現実問題としてどのようになっているのか。最後に、あくまでこれは市販物ではなくて皆さんが自分で食べるものと理解しているのですが、超過したものと超過したものが出たエリアのものについてはどのような指導を県なり市町村がされているのかをお聞きしたい。

〈 事務局： 赤尾 課長 〉

持ち込み検査に関しまして、6,690点持ち込まれて内基準値超過が583点、ほとんどがきのこ類ということで、データについて調べましたところ、まず583点中536点、92%が林産物、ほとんどがきのこでした。きのこについては持ち込みということなので、多くは野生のものですが、一部自家栽培もあったと聞いております。原木ムキタケ、原木シイタケについては町によって出荷制限指示、それと野生きのこは栗原市と大崎市において出荷制限指示ということになっております。ただ、持ち込まれるのは山で採ったきのこか自分の家で栽培しているきのこということで流通はしていない状況です。536点がきのこですが、その次に多いのは肉類の29点で、この肉は野生のいのししの肉です。いのししについては出荷されておらず猟でとった方が自分で持ち込んで値を調べているというような形で、きのこの次は肉が多くなっております。その他ですが農産物が10件、水産物が5件ということでデータをいただいております。それから持ち込み検査というのは、住民の方に安心していただくために持ち込んでいただき、それを測定器で検査しているということで動かしております、超過した値につきましては、県に速やかに報告することになっておりまして、県ではこの報告を受けて基準値を超過していた場合は速やかに公表するとともに関係課に連絡して対策を取るようになっています。例えばモニタリングの強化に生かしていくなど、そのような形で対応をとっております。米については、旧沢辺村の米が持ち込み検査で基準値を超えており、経過につきましては農産園芸環境課から説明をいたします。

〈 農産園芸環境課 齋藤 技術副参事 〉

旧沢辺村の米については、12月段階で栗原市の住民の持ち込みにより2点ほど基準値を超過したことから、周辺なりを調査して最終的には1月10日段階で、旧沢辺村に出荷自粛をかけ、自家消費米以外の米について検査している状態でございます。今回の出荷自粛に伴いまして旧沢辺村については検査点数は2万点ほど検査しておりまして、周辺の旧6市町村については約2,300戸ほどの全戸調査を今実施しております。現在のところ、今回の自家消費米以外に100ベクレルを超えるものはまだ出ておりません。検査は来週までには終える見込みとなっております。

〈 佐藤 委員 〉

超過したものはどうするのですか。

〈 事務局： 赤尾 課長 〉

持ち込み検査で超過したものについては、各市町村で廃棄処分すると聞いております。

〈 小金澤 会長 〉

その他ございませんか。

〈 加藤 委員 〉

今の放射能汚染に関連しますが、明らかに放射能濃度が高いところから採取したものが高く出るとは理解できますが、私の間違いかもしれませんが、牛の汚染稲わらが原因だと分かってから稲わらを全部撤去した後に、餌としては出さなかったけれども牛舎の周りに残っていた汚染された稲わらをたまたま牛が食べたために基準値を超えたというのを、確か宮城県だったような記憶があるのですが。私が聞きたいのは、生産者に対して稲わらの管理とか汚染しないように農産

物に注意するとか、直接的に生産者に指導する人というのは、どういう流れになっているのでしょうか。稲わらを周りにちょっとでもあるとだめですよ、このことを知っていればきれいに掃除してそういうことはなく収まったのが、またぶり返すということが繰り返していると思います。ですから情報の提供の仕方がどういう流れで、なぜちゃんと徹底されていないのか消費者としては疑問です。どういう流れで連絡がいつているのでしょうか。

〈 事務局： 赤尾 課長 〉

今のは、芝浦で見つかった牛の話だと思いますが、牛の管理については畜産課が各農家を指導しておりますし、農林水産物ですと各事業課のほうで生産者を指導している形になっていると思います。稲わらについては畜産課から説明します。

〈 畜産課 伊藤 技術副参事 〉

先ほどのお話は昨年10月に芝浦で見つかった牛だと思います。今、宮城県では、基準値が100ベクレルに下がったということで、牧草についても全面的に自分で作ることは止めてくれということでお願いしており、草地の除染といいますが、耕起して牧草の方にいかないようにということで全面的にやってもらっているところです。稲わらについては一時保管ということでほとんどの部分が終わっておりますので、そこは問題がなかったけれども、たまたま牛舎が肥育牛を普通飼わないところで、あまりきれいにしていなかったところがあり、牧草が混じって食べさせてしまったのではないかとということです。指導体制につきましては、県の出先機関として家畜保健衛生所が4箇所、それ以外にも2箇所ほど畜産関係出先機関がありますので、6地域で畜産に対する指導は行っています。それから当然、農協なり市町村にも畜産関係を指導する部署がありますので、そういったところと連携しながらやっているという状況です。

〈 加藤 委員 〉

宮城県が指導しているという理解でよろしいのでしょうか。

〈 畜産課 伊藤 技術副参事 〉

はい。

〈 小金澤 会長 〉

畜産業者とか農林漁業者が農協などとの連携の中でやっていて、家畜保健衛生所関係も含めて動いているというようです。その他ありますでしょうか。よろしいでしょうか。今の件については、県で今、放射性物質の検査状況で、一部旧沢辺村の米が出たりしていますが、基本的なところでは100ベクレルの値を超えていないし、もし問題があれば全量検査を含めた体制であって、なおかつそれ以外でも農協独自の検査をダブルチェックでやっていますので、問題はないと思いますが、一旦出ると風評被害という形になります。関係する資料がありますので後でまた報告があるかと思います。

では、次に議題の3番目、ハのみやぎ食の安全安心県民総参加運動について事務局からお願いします。

〈 事務局： 宍戸 専門監 〉

それでは、議題ハのみやぎ食の安全安心県民総参加運動について御説明いたします。資料3を御覧いただきたいと思います。みやぎ食の安全安心県民総参加運動事業の実績と計画（案）ということでございまして、これは、今年度のこれまでの取組実績と来年度の計画（案）についての御説明です。今回から出席の委員の方がいらっしゃいますので、事業内容の説明も簡単にさせていただきます。



まず、みやぎ食の安全安心県民総参加運動でございますが、これはみやぎ食の安全安心推進条例に基づくもので、消費者が参加するみやぎ食の安全安心消費者モニター制度、それと生産者・事業者が取り組むみやぎ食の安全安心取組宣言の二つを柱にして展開しているところでございます。

事業毎に説明してまいります。まず、食の安全安心消費者モニター関係です。食品表示ウォッチャー事業ですが、消費者モニター100名に委嘱し、スーパーなどで表示モニタリングに御協力いただいて表示の適正化を図ろうというものです。6月から12月までの7か月間、月に2店舗ほど調査して毎月報告をしていただいております。調査報告書や疑義情報提供に基づき、行政機関が店舗等の確認調査を行い、法令違反が見つかった場合は、必要な指導等を行います。今年度ですが、調査した店舗は延べ1,355件で、36件の疑義情報が報告されました。そのうちの18件は、県内の市町村で営業している県域業者に関するものでしたので、食と暮らしの安全推進課で確認調査を実施しました。軽微な違反が認められた6件については、口頭で改善を指導しまして、速やかに改善していただきました。他の12件については、調査した時点では適正であることを確認しております。残りの18件のうち、複数の県で営業している広域業者に関する16件の情報については東北農政局に、仙台市と東松島市で営業しているそれぞれ1件ずつについては、両市にそれぞれ情報を回付いたしました。東北農政局による調査結果は、文書による指導が1件、適正だったものが12件、疑義のあった商品がすでに店頭になかったケースが3件というものでした。また、仙台市による調査結果は口頭注意、東松島市の調査では適正を確認したとの報告を受けております。来年度につきましては、今年度同様、みやぎ食の安全安心消費者モニターの方々100名に委嘱し、モニタリング調査を通じて、食品表示に関する理解を深めていただくこととしております。今月に募集し、3月に締め切り、5月に委嘱状交付と説明会を開催したいと考えております。

次に、公正取引協議会試買検査会検査員事業です。これは食糧関係の県内開催の試買会に検査員として消費者モニターを紹介するというものです。昨年10月に全国ビスケット公正取引協議会の公開試買検査会が仙台市内で開催されましたが、消費者代表の検査員は既に協議会側で選任しておりまして公募はございませんでした。今年度は今のところ、該当する案件はないことから実施しておりませんが、来年度、募集案件があれば、モニターだより等で情報提供をしていきたいと考えております。

次は講習会・研修会の開催についてです。これは、食の安全安心に関する正しい知識の習得を目的として食の安全安心セミナーと消費者モニター研修会を開催するというものでございます。今年度の講習会は、食の安全安心セミナーを昨年10月23日に県庁2階の講堂で「食品中の放射性物質」をテーマに開催しました。内閣府食品安全委員会と消費者庁の担当職員に御講演をいただき、その後、参加者との意見交換を行いました。参加者は消費者、生産者、事業者や行政担当など121名の参加をいただきました。当推進会議からも小金澤会長をはじめ、5名の委員の方々に御参加をいただいております。来年度については、放射能汚染に関する関心がまだまだ高いということがありますので、食と放射性物質に関するセミナーを10月頃をめどに仙台、仙南、仙北の各圏域で計3回の開催を予定しております。

消費者モニター研修会は、1月19日土曜日に、東京エレクトロンホール宮城で開催いたしました。内容は「食と放射性物質」をテーマに、食の安全安心セミナー同様、食品安全委員会と消費者庁の担当職員による講演と、参加者の意見交換を行いました。今回の研修会は、勤め関係で平日に参加できない、特に若い人の参加に配慮したということで休日の開催といたしました。

49名のモニター等の方々に参加されました。当推進会議からは3名の委員の方々に御参加いただきました。来年度の研修内容につきましては、推進会議でお諮りしながら決定していきたいと考えております。

次に食の安全安心基礎講座です。これは食品に係る基礎知識を習得する機会を消費者モニターに提供するというものです。今年度はモニターだよりに掲載することで実施しました。テーマは第1回目がJAS法の食品の表示に関するもの、第2回目は食と放射性物質、特に食品の基準値や県の検査体制に関するもの、第3回目が原発とは別の日常生活で受けている放射線についてです。来年度につきましては、本年度同様、モニターだよりを利用して食品衛生に関する基礎的な知識が得られるような誌上での講座にしたいと考えております。またモニターの皆さんの質問にも誌上でお答えしたいと考えております。

次にモニターだよりですが、食の安全安心に関する情報や各種事業、募集のお知らせ、基礎講座、モニターさんの意見に対するフィードバックも行っています。これは今回からの事業です。今年度は5月31日、9月13日、12月18日の3回発行しております。また食と暮らしの安全推進課ホームページにも掲載しております。来年度につきましても5月、9月、12月の3回の発行を予定しております。また、委員の皆様にも執筆いただく予定にしておりますので、その際はよろしく願いいたします。

次は地方懇談会ですが、消費者、生産者・事業者、県が一堂に会し、情報交換や意見交換を行うことで相互理解を深めることを目的に広域圏ごとに開催としております。今年度は各地方振興事務所ごとに計14回の開催を予定しております。これまで報告のあったものでは、農産物の放射性物質対策や食の安全安心に関する情報提供を内容として開催されております。来年度も、今年度同様、各地方振興事務所毎に2回程度の開催を依頼してまいりたいと思います。

次に生産者との交流会です。これは、消費者モニターが生産現場を見学することで生産者と消費者が相互理解を深めていこうというものです。その次の食品工場見学会ですが、製造工程を見学することで食品衛生に関する正しい知識を身につけていただくというものです。生産者との交流会、工場見学会とも今年度からスタートしたのですが、昨年11月15日に開催しました。消費者モニター17名のほか、当推進会議から及川委員に御参加いただきました。バスの中で、みやぎ食品衛生自主管理登録・認証制度、いわゆるみやぎHACCPについての研修をした後に、大崎市松山にあります仙台味噌醤油株式会社わさび沢工場で見学会を、午後に栗原市金成の有機農業に取り組む農家の圃場において生産者との交流会を開催しました。当日の様子はモニターだより第3号にも掲載しておりますが、参加された皆様には、食品の工場現場や生産現場での体験に大変満足したとの御報告をいただいております。来年度につきましても、生産者との交流会、食品工場見学会を11月頃、午前と午後に分けて1日での実施を予定しております。消費者モニターのステップアップにつながるよう、企画、開催してまいります。

次にアンケート調査ですが、消費者モニター登録時のほか毎年アンケートを実施しております。内容は食の安全安心に対する意識変化を見るための固定的な設問と、時宜に合った設問としております。本年度は食の安全安心についての固定的な設問と食と放射性物質についてのアンケートを7月に実施いたしました。消費者モニター765名中412名54%から回答がありました。結果につきましては、昨年8月の第2回推進会議で御報告しておりますが、食と暮らしの安全推進課ホームページにも掲載しております。来年度につきましても、7月頃に実施する予定としております。

次に推進会議委員の公募ですが、今年度はみやぎ食の安全安心推進会議の第6期の委員として

2名を公募しました。一般県民及び消費者モニターからそれぞれ1名ずつ選任しました。任期は2年ですので、来年度の公募はありません。

続きまして取組宣言関係について御説明します。事業者の状況確認ですが、取組宣言事業者の震災後の安否や現況確認、取組宣言事業の継続について意向調査を行うこととして24年度にアンケートを実施しました。最終的には45パーセントの回答率でした。震災のため廃業したあるいは廃業予定と回答した事業者は90者で、御回答いただいた中の5%を占めております。取組宣言を辞退すると回答した事業者は109者でした。今後は、ロゴマークのリニューアルなどを通じて、取組宣言事業の推進が図られるよう努めてまいります。

そのマークのリニューアル、制度改正についてです。これまでの取組宣言のマークがインパクトがないということからマークをリニューアルし、さらにアピールしていこうというものでございます。当初は公募による選定を予定しておりましたが、現在、県庁内のそれぞれの課では、それぞれの事業で、それぞれのマークやキャラクターを使用しておりますが、煩雑でわかりづらいという状況となっております。そのようなことから知事の方から、県のPRキャラクターである「むすび丸」に統一してはどうか、との提案もありますことから、当取組宣言マークについても、知名度や県民への認知度の高い「むすび丸」を活用し、親しみやすいマークにしたいと考えております。6月に開催予定の平成25年度第1回推進会議において、デザイン案を提示させていただければと考えております。

次に、まるごとフェスティバルですが、これは取組宣言者で出店の希望者が、例年10月に開催されるまるごとフェスティバルに出店してロゴマークを商品に貼るなどして取組宣言のPRをしていこうというものです。今年度は昨年10月13日の土曜日と14日の日曜日に取組宣言者のうち生産者が3者、製造・加工業者が1者、計4者が出店しました。また、食と暮らしの安全推進課では、食の安全安心コーナーを設け、県民総参加運動の取組内容や食品の放射性物質検査状況について来場者の方々に説明しました。来年度は、今年度同様、取組宣言者の出店を支援してまいりたいと思います。

最後に、実施状況報告ですが、取組宣言者の皆様から年度末に一年間の事業実施状況の報告をいただいております。平成23年度につきましては、最終的に38.2%の報告率となっております。平成24年度実施状況報告については、来月に全取組宣言者あてに御報告いただくよう通知いたします。

以上で、平成24年度の実施状況と来年度の計画（案）についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

〈 小金澤 会長 〉

はい、どうもありがとうございました。今の説明について何か確認したいことなどがありましたらお願いします。

〈 佐藤 委員 〉

このみやぎ食の安全安心県民総参加運動に関しましては、平成22年度に全体的な見直しもしくは活性化に向けての検討ということで、私を分科会の座長にいただき、委員の佐々木圭亮さんにも御参加いただいて1年掛けていろいろアイディアを出させていただきました。残念ながら翌年には大震災が発生し、平成23年度はほとんど事業ができなかったわけですが、24年度にこのような形で私どもが提言させていただいた方向性での事業の見直し等に着手いただき、それなりの成果が出ているかなと結果を拝見して感じました。事業者の被災状況を考えれば、約100件の方々が辞退というのは、母数が3,265だと思いますが、少しやむを得ないのかな

という感じは抱くわけですが、震災後のいろいろな問題の中で38%の方が、取組宣言に向けてどのように自分たちの事業をやったかという御報告いただいたということは、やはりお願いをして一方的に宣言させる、もしくはこちらからお墨付きを与えるだけでなく、双方にやりとりをしながら、県民総参加運動ですので、文字どおり全員が参加してやっていくんだという意識を作っていく意味においては一定成果をこの中から私はくみ取れるのではないかと感じております。25年度につきましてもいろいろと御計画があるようですが、1点だけお願いしたいのは、前にモニターだよりの発行ということをお願いして実現しているわけですが、例えば取組宣言者からのいろんな返し、お話があるわけですね。それらモニターだよりに掲載して、できるだけ広く公にしていくような形でお互い分かるような道筋を改めて作っていただくようお願いしたいと思います。

〈 小金澤 会長 〉

はい、どうもありがとうございました。今のは、新しい委員の方もいらっしゃるのですが、なぜこういうふうな形になっているのか、どの部分が新しくなっているかを御説明していただいたということです。

〈 加藤 委員 〉

生産者と消費者の交流会と工場見学会については、モニターだよりでも感想などを見ましたが、これはとてもいい企画だと思っており、今後も続いていければと思います。一つ要望ですが、地方懇談会のところですが、これは各地方振興事務所でも年2回行われています。これは全か所同じ内容で行われているのかということ、あと24年度の実績のところを見ますと情報提供を内容とする研修会が主となっていますが、事業内容を見ると消費者、生産者・事業者及び県が一堂に会し、情報交換や意見交換となっているので、ぜひとも、今回、消費者庁でも被災地の食品の放射性汚染の風評被害を払拭するという予算がつく位なので、そういったことを念頭に置いて、消費者対生産者、生産者対事業者、対行政という形にならないように、せっかく集まるのだからみんなでも共有できるような開催内容にさせていただけると非常により良くいくのではないかとこの要望です。

〈 小金澤 会長 〉

はい。今の部分について、地方懇談会と資料9の放射能のセミナーとは別の話ですか。

〈 事務局： 宍戸 専門監 〉

資料9は別の課がやっているものですが、内容については、放射能全般と食品ということで、参考にお配りしました。

〈 小金澤 会長 〉

地方懇談会については、今、加藤さんがおっしゃったことを含めていただければと思います。生産者との交流会は効果があったという話がありましたが、大型バス1台ですか。

〈 事務局： 宍戸 専門監 〉

中型バスとなります。相手先もたくさん的人数を受けられないということもあり、もっと多く集めたかったのですが、結果として17名になりました。

〈 小金澤 会長 〉

どの位を目標にしていたのですか。

〈 事務局： 宍戸 専門監 〉

中型バスを考えて30名です。もう少し来ていただけるのかなと思いましたが、最終的にこの人数になったということでした。

〈 小金澤 会長 〉

はい。それからまるごとフェスティバルですが、ロゴマークを付けて出店するのは、生産者3、事業者1となっていますが、今年、新しいキャラクターに変えるということであれば、ロゴマークの宣伝も含めて、今年はまるごとフェスティバルにもっと重点的に取り組まないと。取組宣言者4者、この程度の出店ではちょっと情けないかなと思って。今回、キャラクターを変えるとということであれば、それに応じた取組にしていかなければと思いますし、まるごとフェスティバルには農協や他の生産者も地域ごとに出店するので、その関連でもしやれるのであれば、まるごとフェスティバルの中の食の安全という部分でマークを付けてもらうとか、そういった工夫が必要だと思います。先ほどの加藤さんの質問ですが、地方懇談会は全部同じテーマでやるのですか。

〈 事務局： 宍戸 専門監 〉

テーマにつきましては、それぞれの地域性を生かした内容にしております。それぞれの地方振興事務所に任せており、全て同じテーマということではありません。

〈 小金澤 会長 〉

その他ございませんか。

〈 渡邊 委員 〉

取組宣言のマークのリニューアルという項目がありますが、新マークは県PRキャラクター「むすび丸」を検討中とあります。資料4の30ページの下にあるみやぎ食の安全安心取組宣言のロゴマークを今まで使っているわけですが、これを変えるということでしょうか。

〈 事務局： 宍戸 専門監 〉

はい。そのとおりでございます。

〈 渡邊 委員 〉

具体的にどういうふうに変えるのか。実は、私もこのロゴマークを今までずっと使っています。自分のパソコンでシールを印刷し、マークの下の方に自分の承認番号と店の名前を入れて、弁当のふた等に貼って弁当を出しています。例えば、承認番号や店の名前を書く欄があれば、普通の人でもやれるのかどうかわかりませんが、あまり浸透していないですね。「むすび丸」でやるとすれば、ただここを「むすび丸」の絵に変えただけなのか。どんなふうにするのか。

〈 佐藤 委員 〉

ちょっとよろしいですか。この県民総参加運動の見直しに係る分科会の中で報告させていただいたのは、今、渡邊委員がおっしゃったようにこのロゴマークだけがぽこっとこれだけあって非常に使い勝手が悪いし、インパクトもないということで、これをインパクトのあるものに変えていくとともに、この下に空欄を設けて、例えば私たちはこういうテーマで食の安全安心取組宣言に対応しています、もしくはこの分野で頑張っています、というようなことを入れられたり、もしくは認証番号を入れるとか、そういう項目が入るようなものをつけてマークをリニューアルしていただきたいと分科会では県にお願いしているので、そういう方向での見直しをしていただけるかなと期待しております。

〈 渡邊 委員 〉

ぜひ、そういう方向でお願いしたい。

〈 小金澤 会長 〉

よろしいですか。6月のこの会議で案が出てくるそうですから、楽しみにしていただきたいと思います。それでは、これでみやぎ食の安全安心県民総参加運動について終わりにして、次に報告に入ります。伊の平成23年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第2期）」に基

づく施策の実施状況について、口の平成25年度みやぎ食の安全安心推進会議における検討内容  
とスケジュールについて事務局から説明をお願いします。

〈 事務局： 菊地 課長補佐 〉

はい。それでは、御紹介いただきました2点について、事務局から御報告いたします。

先ず1点目、平成23年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第2期）」に基づく  
施策の実施状況についてですが、これは結果の御報告でございます。資料は4の、同じ表題の冊  
子です。「みやぎ食の安全安心推進条例」では、その第14条で、知事は毎年度、食の安全安心  
の確保に関して講じた施策を議会に報告すること、とされております。「平成23年度における  
施策の実施状況」につきましても、昨年9月に開会した定例県議会に、この冊子により報告いた  
しております。この中に盛り込まれております、当「推進会議の評価」につきましても、今年の  
6月と8月に開催した2回の会議において、協議・決定いただきました。詳細につきましては、  
冊子の40ページから43ページに記載してございますが、「食品に係る放射能対策」を含む、  
全部で17の項目について、第2期計画に照らしたそれぞれの達成度をA、B、Cで評価してい  
ただきました。その後についてでございますが、この「施策の実施状況」は、9月3日に開催し  
た、知事を本部長とする「宮城県食の安全安心対策本部」の本部会議での了承を経まして、9月  
定例県議会において、議員の皆様方全員にこの冊子を配布いたしております。また、10月3日  
には、常任委員会であります「環境生活農林水産委員会」において、本木部長からその概要につ  
いて御説明したところでございます。本日は、参考までに、議会報告した冊子を資料としてお配  
りさせていただきました。

続きまして2点目、「平成25年度みやぎ食の安全安心推進会議の検討内容とスケジュールに  
ついて」です。資料5の1枚ものを御覧ください。資料には、当推進会議において御協議いた  
だく、主な事項であります「施策の実施状況に対する評価」と「食品衛生監視指導計画（案）の検  
討」の二つについて記載してございます。平成25年度食品衛生監視指導計画（案）につしまし  
ては、本日御検討いただきました。今後はパブリックコメントを経て、来月中に計画策定いた  
します。次に、来年度、平成25年度におきましても、まず、「平成24年度における施策の実  
施状況」に対する評価をお願いいたします。第1回目の会議では、事務局から全体の実施状況につ  
いて御説明申し上げます。委員各位におかれましては、項目ごとに評価していただき、期日ま  
でに、評価表を事務局あてに提出していただきます。この第1回会議を、6月11日の火曜日に開  
催いたします。時間と場所は本日と同様、午後2時から、この第一会議室で開催いたします。そ  
の後、御提出いただいた評価は事務局で取り纏め、小金澤会長にお送りいたします。会長には、  
推進会議全体としての評価（案）を作成していただき、第2回会議では、この（案）について御  
協議いただいた上、「推進会議の評価」を決定していただきます。その第2回会議は、8月9日  
の金曜日に開催いたします。時間と場所につきましては、これも本日と同様、午後2時から、こ  
こ第一会議室で開催いたします。「推進会議の評価」を盛り込んだ「平成24年度における施策  
の実施状況」につきましても、その後、知事を本部長とする「宮城県食の安全安心対策本部会議」  
での了承を経て、9月定例県議会に報告することにしております。それから、平成26年度の食  
品衛生監視指導計画（案）につきましては、来年2月に開催いたします第3回会議において、御  
検討いただくこととしております。なお、参考として、右側の欄には、消費者モニター事業の実  
施計画を記載してあります。「モニターだより」は、5月、9月、12月の計3回、発行を予定  
してあります。事務局では、委員の皆様、近況や食の安全安心への思い、などについて御執筆

いただきたいと考えておりますので、御依頼申し上げました際には、御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。「アンケート調査」は今年度同様、7月に実施いたします。集計結果は、第2回会議で御報告する予定にしております。このほか、「食の安全安心セミナー」、「生産者との交流会」、「食品工場見学会」、「モニター研修会」などを開催してまいります。委員の皆様には、その都度、開催について文書でお知らせいたしますので、御都合がよろしければ、是非御参加いただきたいと思います。

以上、2点について御報告申し上げます。事務局からは以上でございます。

〈 小金澤 会長 〉

はい、どうもありがとうございました。これはこの推進会議のお仕事の中で、先ほど県民総参加運動を動かしていくという大きな柱がありますが、もう一つ、食の安全安心に関する施策の評価について、平成24年度にやったものをこれから皆さんに評価していただいて議会に出していくという作業があります。これが6月と8月の2回の会議の中でやっていく。その間に皆さんに読んでいただいて評価をしていく。これまで事務局からそれぞれのが出てきますので、それをざっと読んでいただいて評価をまとめていただきます。これが大きな仕事になると思います。それからさきほどお話しした県民総参加運動についてもよろしく願いしたいと思います。

それから一つ質問ですが、モニターアンケートの項目に関して、こういうものがあるんだけど何か出していただくのか、委員の皆さんからもこういうアンケートが必要ではないかとか。本当はそういうものもあったほうが良かったのかなと思ったのは、風評被害の問題とか放射能の問題は相当、消費者の方々、モニター含めてやはり関心が高いから、確実なアンケートというのはなかなか効果的なものができにくいのですが、モニターのような見識を持つ方々を対象にこういうものが今、必要なのか。一般的な傾向を見るのではなく、何をどう考えているのか意識の深さまでモニターさんであれば質問はできるのではないかと。一般的に「どう思いますか」とか「何を基準に選んでますか」といった一般消費者向けのアンケートと違って、モニターさんを相手にしているので、そういう意味でアンケートの中身を委員の皆さんにも見てもらったらいいかなと思いましたので、付け加えます。何かありますか。

〈 事務局： 菊地 課長補佐 〉

6月の第1回目の会議の時に、案を出したいと思います。

〈 小金澤 会長 〉

まだ間に合うのですね。それではそうして下さい。そのほか、皆さんのほうから御意見・御質問があれば、よろしいですか。では、次にまいります。

〈 事務局： 赤尾 課長 〉

それでは、牛海綿状脳症対策の見直しの概要ということで、資料6と配布資料としてA4、1枚の資料を使って説明いたします。最初にBSE対策の経緯ということで、資料6の12ページになりますが、下段の経緯のところを御覧下さい。BSEに関しましては、平成13年9月に国内でBSE牛が確認されたことから、10月からと畜場での全頭検査の対策が取られるようになりました。平成17年8月1日には、国でBSE検査の対象月齢が21か月齢以上と限定されました。続いて平成20年8月からは21か月齢以下の検査牛については、国庫補助の対象外となりましたが、それ以降、現在に至るまで全国全ての自治体で、21か月以上は国の補助、21か月齢以下については各自治体の持ち出しということで全頭検査を続けております。ただ、国内では平成20年2月に36頭目を最後に感染牛は確認されておりません。また平成21年5月には、

OIE, 国際獣疫事務局総会において、日本のBSEステータスが管理されたリスクに認定されました。BSEの再評価の動きとしまして、平成23年12月19日に厚生労働大臣は食品安全委員会へBSE対策の見直しについて諮問し、平成24年10月22日に評価結果が答申されました。この答申された内容につきましては、1ページに戻りますが、概要につきまして中段、2の③のとおり30か月齢以下の牛肉等の摂取に由来するいわゆるvCJDの発症は考え難いとなりました。国ではこの答申を受けまして、6ページの流れのとおり、厚生労働省の手続きを経て2月1日に国内措置などの省令改正を行いました。その省令改正をまとめたものが、配布しましたA4、1枚ものの表になります。国内措置の見直し、これは検査対象は20か月齢超を30か月齢超にするということと、特定危険部位等についても30か月齢以下ということで部位を見直し、それと同時に輸入措置につきましても従来、アメリカ、カナダは20か月齢以下、フランス、オランダは不可については、アメリカ、カナダ、フランスは30か月齢以下、オランダについては12か月齢以下ということで規制を緩和しまして、30か月齢以下は輸入可能、フランス、オランダからも輸入可能ということと、特定危険部位についても緩和措置としました。ここで、この国内措置の見直し、輸入措置の見直しを行いました。これに関しましてA4裏面、実施時期としまして、平成25年2月1日、国内措置の見直しの省令改正を行いました。これに関しましては、改正はしましたがまだ施行はしていない状況です。ただ国外の牛につきましては、輸入条件見直しの通知改正・施行ということで2月1日から年齢の緩和等について適用されております。それについていろいろ体制とか、今月中下旬頃そろそろ規制緩和された牛肉が輸入されるという話になっております。ただ、国内措置に関しましては、省令の施行が4月1日となっておりますが、下の※印、国産牛の検査費用の補助、21か月齢以上については、平成25年4月の段階では継続することとし、食品安全委員会の2次答申の際に見直しを行うと国は考えています。これはどういうことかという背景として、と畜場での分別管理体制が十分に整っていないことや検査牛、非検査牛が上場されることによる流通の混乱、いわゆる大規模畜産県の考えや大規模と畜場、芝浦とかの動向もありまして、まだ現行体制を続けるということでしか話が伝わってきておりません。分別体制を整えようとするとそのコスト、あと大規模と畜場ですと、他のと畜場で解体した牛をそこで運んで上場することがありますが、現行では必ず検査証明書が求められます。これにつきましてもどういうふうな形で対応をしていくのか、それともう一つ、今年の5月にOIE総会が開かれますが、そこでおそらく日本は無視できるBSEリスクに認定される見込みとなっておりますので、そこら辺のいろいろな状況等も見て、国のほうでは食品安全委員会の2次答申を一つのきっかけとしてさらなる月齢の引き上げで検査体制の見直しを行うのではないかと、いうふうな状況になっております。ですから今の段階では平成25年4月以降についても全ての自治体で現在の体制が続けられる状況になっております。BSEに関する説明をこれで終わります。

〈 佐藤 委員 〉

このBSEについては、この会議で以前にもお話し申し上げましたが、それは宮城県が現在続けている21か月齢未満の全頭検査は当分の間継続していただきたいということでございます。県としては今すぐにこれを変える考えはないというニュアンスのお話だったと思いますが、私も全頭検査の様子を拝見させていただいて、確かに作業的には難しいというのは分かりますが、処理場で実際に見てやはりこれを続けるということの意味は限りなく大きい。変な話ですが、宮城県が真っ先に止めてしまったら、「仙台牛は検査を受けていません」という逆風評被害が必ず広がると思っていますので、ぜひ継続をお願いしたい。併せて、加藤委員もお話がありましたが、



牛の放射能の問題が発生して出荷制限が掛けられたことによって宮城県の牛は全頭、放射能検査をしております。BSEも同じ体制の中でお願いしたいと思います。

〈 小金澤 会長 〉

はい。ありがとうございました。

〈 加藤 委員 〉

国が決めたことですから、国がしなさいというのであれば自治体はやらざるをえないと思いますが、止める時は全国一斉に止めない限り、消費者は納得とか理解できないと思います。個人的には国内の牛については、トレーサビリティも確立して全て後追いできるので心配ないと思いますが、検査を止めるときには宮城県は国任せにせず、県として消費者に向けて全頭検査を止めるリスクコミュニケーションを消費者の理解が進むような形でやっていただければと思います。先日の国の説明会でも意見のあった方々が多数お見えだったようなので、よろしく願います。

〈 小金澤 会長 〉

この推進会議でもずっと議論をしてきたことで、県が維持していることはいいことだと歴代の委員の皆さんがずっと言い続けてきましたし、今、放射能の問題があつて逆にそれをやり続けないうもつと風評被害に繋がるということになりますので、そういうことも独自にやっていただいたのかなと思います。その他よろしいですか。先にいきたいと思います。次に、生食用かきのノロウイルス検査について事務局から説明をお願いします。

〈 事務局： 赤尾 課長 〉

資料7によりまして、生食用かきのノロウイルス検査について説明させていただきます。県内産生食用かきの監視指導及び検査としてまとめております。まず生食用かきにつきましては養殖海域においてまず海水検査を行っております。これは、下の波線で囲んでおります1の(2)生食用かきの加工基準、採取海域の大腸菌群最確数100m1当たり70以下という条件を満たしているかどうかを確認するために、かき剥きのシーズン前に県で海水を採取して検査し、それで基準を満たしているということであれば、初めて生食用かきとしてむき身処理が行われます。このむき身処理を行う処理場については、保健所で立入検査並びに収去検査を行っております。その後県内3箇所にあります競り場へ漁協なりが出荷して、そこでかき袋詰め業者が競り落としますが、その入札場についても立入検査を行いまして、品質の管理、記録の確認等を行っております。袋詰め仲買業者については、立入検査、施設そのものの検査とかきについての収去検査を行いますが、併せてこの部分でオイスターGメンが台帳等のチェックいわゆるかきの混入、偽装の問題ですね、ここの検査もしております。その後、小売り業者、いわゆる販売店のほうに行きますが、ここでも収去検査をして、そして黒字で書いてありますが、ノロウイルスの買上検査を行っております。裏面に生食用かきのノロウイルスの検査結果ということで、採取海域区分、これはノロウイルスについては食品衛生法で採取海域の表示が義務づけられておりますので、このように11海域を区分しております。この11区分の採取海域には生食用かきですと必ず表示されることになっておりますので、収去検査の際にもここら辺を勘案しながら収去し、ノロウイルスの検査を行いました。11月26日と12月10日に検査を行い、11月26日時点で石巻湾中央部のかきが陽性となっております。あと12月10日は、石巻湾西部の2箇所のかきがノロウイルス検査の結果、陽性になりました。生食用かきのノロウイルス検査ということで説明させていただきました。

〈 小金澤 会長 〉

この点何かありますか。よろしいでしょうか。

〈 事務局： 赤尾 課長 〉

配布資料ですが、資料8-1、8-2につきましては、東北電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評被害の状況を取りまとめたものです。資料9につきましては、先ほども少し話が出ました、放射線・放射能に関するセミナー・相談会で、これは原子力安全対策課が主催して行ったセミナーです。資料10につきましては、平成24年度のHACCP研修会の開催チラシです。以上で、こちらの資料は配布のみとさせていただきます。

〈 小金澤 会長 〉

それでは、これで議事の一切を終わりにして、司会を事務局にお返しします。

〈 事務局： 石川 総括 〉

ありがとうございました。以上をもちまして会議を終了します。長時間にわたりありがとうございました。